

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条第1項に基づき、役員等の報酬及び実費弁償について定める。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事をいい、役員等とは評議員を含む。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われる。

(報酬の総額)

第3条 役員等に支給する報酬の年間の総額は以下のとおりとする。

- (1) 全理事の報酬総額は、年額2,500万円以内とする。
- (2) 全監事の報酬総額は、年額40万円以内とする。
- (3) 全評議員の報酬総額は、定款第8条において定められたとおり年額40万円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 法人及び事業所の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

(役員等の業務報酬等)

第5条 理事が、理事長の命を受けて法人事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 理事長が専任で日常の業務に従事したときの報酬は別表4-1に定める。
但し、専任理事長の報酬は法人業績に基づき別表4-2の定めによる。
- 4 職員の身分を有する理事については給与規程の定めによる。
- 5 理事長並びに専務理事及び常務理事の手当は、別表4-3の定めによる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払う。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 役員等が、同一日に開催される理事会及び評議員会いずれも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支払わない。

- 2 役員等が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日第5条の規程による業務に従事したときは、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支払わない。

(役員等退職慰労金)

第9条 役員等として円満に任期を満了、または辞任により退任した者に退職慰労金を支給する。

- (1) 専任理事長については、別に定める「役員退職慰労金規程」による。
- (2) 法人の職員を兼務する役員については、別に定める「給与規程」による。
- (3) 上記以外の役員等については、別表5に定める。

(慶弔金)

第10条 役員等の慶弔時には、次に定める祝い金・見舞金又は弔慰金を贈呈する。但し、法人の職員を兼務する役員の場合には、就業規則及び慶弔等の基準に準ずる。また、本基準によりがたい場合は理事会で定める。

- (1) 祝い金 30,000円 (叙勲等外部で表彰された場合)
- (2) 見舞金 10,000円 (10日以上入院加療)
- (3) 弔慰金 50,000円 (死亡の場合、生花一基、弔電)

上記は、退任後2年間までとする。

(規程改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から改定する。

この規程は令和5年6月1日から改定する。

この規程は令和7年7月1日から改定する。

別表 1 (第4条・第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会	日 額 10,000 円	実費額。但し、自家用車については1Kmにつき 30 円
評 議 員 会	日 額 10,000 円	

※上記、日額は税抜き金額

別表 2 (第5条・第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員及び評議員	日 額 10,000 円	実費額。但し、自家用車については1Kmにつき 30 円

※上記、日額は税抜き金額

別表 3 (第7条関係)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他費用
実 費 額	1 泊 12,000 円	日 額 8,000 円	実 費 額

※上記、日額は税抜き金額

別表 4-1 (理事長 基本給)

(単位:千円)

専任年	月額基本給	専任年	月額基本給	専任年	月額基本給
1	600	7	630	13	660
2	605	8	635	14	665
3	610	9	640	15	670
4	615	10	645	16	675
5	620	11	650	17	680
6	625	12	655	18	685

※上記、月額基本給は、19年以降についても毎年4月に5千円昇給

別表 4-2 (法人業績による理事長報酬支給率)

法人の業績	A	B	C
前年度経常増減差額率	3%以上	1%以上 3%未満	1%以下
報酬支給率	100%	90%	80%

別表 4-3 (理事長・専務理事・常務理事の役付手当)

(単位:千円)

月 額 役 付 手 当		
理 事 長	専 務 理 事	常 務 理 事
300	80	50

別表 5 (第9条(3)関係)

在任期間	慰労金
3期未満	30,000 円
3期以上	50,000 円

※在任期間は年単位とし、端数は切り上げる